

世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

住宅の壁や窓等の断熱改修、太陽熱ソーラーシステムの設置、省エネの機器類の設置等による性能向上のリフォーム（住宅リノベーション）を行うとき、その経費の一部について補助します。※新築住宅や事務所などは対象外です。

1 申請受付期間及び工事期間

○受付期日 平成31年2月まで。

（工事は、補助金交付決定後に着工し、平成31年2月末までに完了すること。）

○予算の執行状況によっては、平成31年2月より前に受付を終了する場合があります。

2 世田谷区環境配慮型住宅リノベーションの対象工事

① 「アからケ」のいずれかの工事を行うとき

- ア 外壁等の断熱改修（断熱材を使用した外壁、屋根、天井又は床の改修工事）
- イ 窓の断熱改修（二重窓、二重サッシの取付け）
- ウ 窓の断熱改修（複層ガラスの取付け）
- エ 屋根の断熱改修（高反射率塗装）
- オ 太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置
- カ 節水トイレの設置
- キ 高断熱浴槽の設置
- ク 分譲マンション共用部分改修（LED照明器具設置）
- ケ 分譲マンション共用部分改修（段差解消や手すり取付け）

② 「アからキ」のいずれかと併せて「コ」又は「サ」を行うとき

- コ 高効率給湯機の設置
- サ 住宅の外壁改修

- ・申請者により対象となる工事が異なりますので、3ページ「6 対象工事」をご覧ください。
- ・対象となる改修工事の概要、機器類の種類、評価基準等については、4ページ「10 補助事業の説明」をご覧ください。

◎申請前に、まず電話又は来庁していただきご相談ください。

〈問合せ先〉〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 都市整備政策部 住宅課 区役所第3庁舎プレハブ1階

電話：03-5432-2505 FAX：03-5432-3040

3 補助金の予定額

区 分	アからオ、ク、ケ、サ	カ、キ、コ(1台について)	上限金額
住宅リノベーション 工事を単独で行うとき	工事経費の10%まで	節水トイレ 18,000円 高断熱浴槽 70,000円	合計して 20万円まで
区の耐震改修工事の 助成と併せて行うとき	工事経費の20%まで	高効率給湯機 20,000円	合計して 40万円まで

※補助金計算の際、千円未満の端数切り捨て、消費税を除く

申請から交付までの流れ

① 相談・見積もり	区内に本店、支店のある施工業者にご相談ください。
② <u>交付申請書 提出</u>	詳細は3ページ「7 交付申請時に必要な書類」をご覧ください。申請書類は代理提出も可能です(委任状が必要です)。
③ 審査	【世田谷区】 交付決定まで2週間程かかります。
④ 交付決定	【世田谷区】 交付決定通知書を申請者あてに郵送します。
⑤ 契約	 交付決定の前に契約・工事をした場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。補助金を受けられなくなります。
⑥ <u>契約書の写し 提出</u>		
⑦ 工事～工事完了	 <u>工事の施工中・施工後の写真</u> が必要です。写真撮影を忘れずに。(施工業者にお願いしましょう)
⑧ <u>完了届 提出</u>	 <u>工事中・工事後の写真、使用した製品等</u> が確認できるもの、 <u>領収書の写し等</u> を添付してご提出ください。
⑨ 審査	【世田谷区】 見積書と領収書の金額が異なる時など、問い合わせをする場合があります。
⑩ 交付額決定	【世田谷区】 交付額決定通知書を申請者あてに郵送します。
⑪ <u>請求書 提出</u>	 ⑩から1ヶ月以内に、『 <u>口座振込依頼書兼登録申請書</u> 』とあわせてご提出ください。
⑫ 補助金の支払い	【世田谷区】 指定の口座へお振込します。

4 補助金を申請できる人(次のいずれかに該当すること)

- 区内にある自分が所有する住宅(分譲マンションの区分所有を含む)に居住している世田谷区民
- 区内にある賃貸住宅を所有している世田谷区民
- 区内にある分譲マンション管理組合

交付申請書、完了届、請求書などは、所定の様式があり、ホームページでダウンロードできます。
世田谷区ホームページ内で

住宅リノベーション

検索

5 補助を受けることができる諸条件 次の①～⑧の条件すべてを満たす必要があります。

- ①世田谷区に住民登録がある。
- ②特別区民税の滞納がない。
- ③4ページ「10 補助事業の説明」のいずれかを実施し、機器類の種類、評価基準などを満たしている。
- ④建築基準法令に適合している建物である。
- ⑤耐震性の確認ができる。(昭和56年6月1日以後に建築確認を行った住宅)
- ⑥区の他の補助金を受けていない。(耐震改修助成を除く)
- ⑦これまでに、この補助金を受けていない。
- ⑧区内に本店、または支店などを置く施工業者(個人事業者を含む)と契約し、施工する。

6 対象工事(申請者によって、該当する工事が異なります。)

申請者	対象工事(4ページ参照)	具体例
戸建て住宅(居住者) 賃貸住宅(所有者)	アからキのいずれか1つ以上行う	屋根塗装など
	コ、サのいずれかをアからキのいずれかに併せて行う	屋根塗装と外壁塗装など
分譲マンション住宅 (居住者)	ア、イ、カ、キのいずれか1つ以上行う	節水トイレと高効率給湯機の設置など
	コをア、イ、カ、キのいずれかに併せて行う	
分譲マンション管理組合	ク、ケのいずれか1つ以上行う	LED設置など

7 交付申請時に必要な書類(契約・工事の前に申請してください。)

- ①交付申請書
- ②改修工事等の図面(工事内容、方法や数量、配置等を図面に示してください)
- ③現況カラー写真(建物全景と改修箇所(屋根、外壁、部屋、窓、給湯器等の機器類など))
- ④製品のカラーカタログ、パンフレット
- ⑤4ページ「10 補助事業の説明」に記載されている各改修工事の基準を満たすことを証明するもの
- ⑥見積書(詳細が分かるもの)
- ⑦建物の建築確認済証又は検査済証(ない場合は、ご相談ください)
- ⑧建物の登記事項証明書
- ⑨平成29年度の特別区民税納税証明書又は非課税証明書
- ⑩(住宅がマンションの場合) 管理組合の(工事)同意書
- ⑪(分譲マンション管理組合の場合) 申請者が組合の代表者等であることの証明書

◎このほかに、関係する書類の提出を求められることがあります。詳しくは、お問合わせください。

8 契約締結後、工事完了後に提出していただく書類

- 契約締結後・・・工事契約書の写し
- 工事完了後・・・工事完了届、工事中・工事後の写真、使用した製品等が確認できるもの(製品名や品番が確認できる写真、納品書の写し等)、領収書の写し、その他区長が特に指示したもの
【注意】工事内容に変更があった時はご相談ください。変更箇所・内容、変更後の経費内訳がわかるもの等の提出が必要となります。
- 交付額確定後・・・交付請求書、口座振込依頼書兼登録申請書

9 その他

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を行った建物の場合は、ご相談ください。
- 補助金を受けたときは、アンケートや従前従後の効果検証のデータの提出等の協力を求めることがあります。
- このチラシに基づく申請は、平成30年4月2日から受け付けます。

10 補助事業の説明

(環境に配慮した住宅改修工事及び省エネ機器設置工事)

改修工事の名称		その概要、機器類の種類、評価基準等
ア	外壁等の断熱改修工事	(1)外壁、床、屋根又は天井の断熱性能のある建材による改修をいう。 (2)使用する建材(外壁材、グラスウール等の断熱材等)は、熱伝導率等の断熱性能が日本工業規格(JIS)に適合していることの認証を受けているもの、若しくは同等以上の性能を有することが他において証明されているもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。 (3)少なくとも1居室以上の施工をすること。
イ	窓の断熱改修工事 (二重窓、二重サッシの取付け)	(1)二重窓、二重サッシの取付け (2)少なくとも1居室以上の施工をすること。
ウ	窓の断熱改修工事 (複層ガラスの取付け)	(1)省エネ住宅ポイント事務局に登録されている若しくは登録されていた複層ガラス等の取付けであること、又はJIS R 3209:1998に規定する複層ガラスと同等以上の性能を有することが証明されている複層ガラスの取付けであること。 (2)少なくとも1居室以上の施工をすること。
エ	屋根の断熱改修工事 (高反射率塗装)	(1)日射反射率50パーセント以上を有する塗料を用いる塗装工事をいう。 (2)国内の第三者機関によるJIS規格に基づく日射反射率を証明するものがあること、又はこれに類する証明があること。 (3)屋根又は屋上の施工であって、全面の施工であること。
オ	太陽熱ソーラーシステム、又は太陽熱温水器の設置	(1)一般財団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものであること、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。 (2)生み出された熱及び温水は、住宅で使用するものであること。 (3)機器は、未使用のものを購入すること。
カ	節水トイレの設置	(1)JIS A 5207に規定する「節水Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有することが証明されているもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていた「節水Ⅱ形大便器」であること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
キ	高断熱浴槽の設置	(1)JIS A 5532及びA 5532改正原案に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが証明されているもの、又は省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
ク	分譲マンション 共用部分の 改修工事	LED照明器具の設置 (1)分譲マンションの共用部分にLED照明器具を取付ける工事であること。 (2)共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。 (3)器具は、未使用のものを購入すること。
ケ		段差解消、手すり取付け (1)分譲マンションの共用部分でつぎのいずれかの改修等を行う工事であること。 ①エントランスや廊下等にある段差の解消 ②廊下や階段等への手すりの取付け (2)共用部分は、概ね、玄関、廊下、階段、建物周囲の敷地とする。
コ	高効率給湯機の設置	(1)住宅で使用する電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)、ガスエンジン給湯機(エコウィル)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)のいずれかを設置するもので、省エネ住宅ポイント事務局に登録されているもの若しくは登録されていたものであること、又は同等以上の性能を有することを証明するものがあること。 (2)機器は、未使用のものを購入すること。
サ	住宅の外壁改修	(1)住宅の外壁(全部の施工を原則とする)の改修等を行う工事であること。 (2)亀裂、腐食、汚れ、変形、雨漏り等による補修